

平成 26 年 9 月 17 日

証券監督者国際機構(IOSCO)より
「『石油価格報告機関に関する原則』の実施状況に関する
報告書」が公表されました

平成 26 年 9 月 9 日、証券監督者国際機構(IOSCO※)が、「石油価格報告機関に関する原則」の実施状況について評価を行い、その結果について報告書を公表しました。

※IOSCO は、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関です。経済産業省、金融庁、農林水産省をはじめ、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融行為規制機構(FCA)等が加盟しています。

1. 背景

「石油価格報告機関に関する原則」は、平成 23 年 11 月のG20カンヌ・サミット最終宣言等を受けて、IOSCO が翌年 10 月に策定・公表したものです。石油価格報告機関は、本原則の公表後1年以内に本原則を遵守することが求められており、またIOSCO は、本原則の公表から 18 ヶ月後にその遵守状況の評価を行うとされています。本報告書は、その実施状況の評価の結果について取りまとめたもので、本年 11 月のG20ブリスベン・サミットに提出される予定です。

※価格報告機関とは、現物やデリバティブ市場における取引価格又は将来時点における価格の算定値を報告する出版社や情報プロバイダー。

2. 報告書概要

本原則遵守の取り組みは、継続の過程にあります。順調に進展しています。また市場関係者は、石油価格報告機関による本原則の遵守に向けた取り組みについて、概ね評価しています。ただし、市場関係者や IOSCO は、本原則の遵守状況の評価にはさらなる調査が必要であると考えており、IOSCO は今後も評価作業を継続していくことを表明しています。

当該報告書や原則等の詳細につきましては、以下をご覧ください。

- IOSCO による報道発表
<http://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS344.pdf>
- 「『石油価格報告機関に関する原則』の実施状況に関する報告書」原文

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD448.pdf>

- 「石油価格報告機関に関する原則」原文

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD391.pdf>

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課長 三浦

担当者: 長谷川

電 話: 03-3501-1511(内線 4211)

03-3501-6683(直通)